

# 国立大学法人総合研究大学院大学男女共同参画推進基本計画

平成31年 2月 5日  
学 長 裁 定

## I. 目的

国立大学法人総合研究大学院大学は、「男女共同参画社会基本法」（平成11年6月23日法律第78号）の理念に基づき、男女共同参画社会実現のために大学が担うべき役割と責任を自覚するとともに、人材の多様性を高め、教育研究活動の活性化を図るために「国立大学法人総合研究大学院大学男女共同参画推進基本計画」を策定する。

## II. 基本方針

1. 男女共同参画推進に対する教職員の意識向上
2. 就労と家庭生活との両立支援
3. 女性教職員の積極的な採用・育成
4. 男女共同参画に係る取組の評価の実施と成果の把握・統計等の情報提供

## III. 行動計画

1. 男女共同参画推進に対する教職員の意識向上
  - ①性別による固定的な役割分担意識を解消する。
  - ②セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなど、人の尊厳を侵害する行為を防止し、人権を尊重する環境を整備する。
  - ③ワーク・ライフ・バランス、次世代育成支援、女性の活躍推進等に関する啓発活動を推進する。
2. 仕事と家庭・生活の両立支援
  - ①育児休業、介護休業及び申告型変形労働時間制等の周知を図り、仕事と家庭・生活の両立に適した制度の利用を促進させる。
  - ②ワーク・ライフ・バランスの観点から業務の改善に取り組み、所定外労働時間の削減に取り組む。
  - ③出産、育児、介護が不利とならないよう就労慣行を見直し、育児休業者の代替措置の整備などにより両立支援制度の活用可能な雰囲気を醸成する。
3. 女性教職員の積極的な採用・育成
  - ①採用に際して積極的な広報や募集方法の見直しを行い、優秀な女性応募者の増加を図るための取組を促進する。
  - ②女性教職員のキャリアアップのため、学内外の研修機会の拡大や若手女性教職員が直面する諸問題の相談、解決に向けた助言に取り組む。
4. 男女共同参画に係る取組の評価の実施と成果の把握・統計等の情報提供
  - ①学内の様々な取扱いが男女を問わず中立的な運用がなされているかの検証を行い、問題がある場合は改善を図る。
  - ②男女共同参画を推進するために必要な調査を実施し、教職員からの男女共同参画に関わる意見を積極的に取り入れる。
  - ③各種刊行物、ホームページ、リーフレットなどを活用して、男女共同参画の進捗状況を幅広く広報する。